

第5章 整備基本計画

第1節 全体計画及び地区区分計画（ゾーニング計画）

（1）全体計画

史跡由義寺跡の整備を進めるにあたっては、本質的価値の象徴である塔基壇の整備を中心に据え、整備の方向性を踏まえた「ゾーニング」を設定する。また、史跡由義寺跡の本質的価値を構成する瓦等の出土品を展示し、史跡の案内機能を含めて効果的な活用を図るためにガイダンス施設の整備を検討する。

「保存活用計画」第8章第2節「(1) 史跡由義寺跡の本質的価値を伝える整備」においては、「歴史体感ゾーン」、「地域活用ゾーン」、「緩衝緑地ゾーン」の3つに区分したが、本計画では想定される伽藍配置や整備内容等を踏まえて「歴史体感ゾーン」、「エントランスゾーン」、「保存研究ゾーン」、「ガイダンスゾーン」、「緩衝ゾーン」の5区分のゾーニング計画とする。

但し、ゾーニングは、利用状況に応じて共有・変更するものとし、柔軟な活用を行うものとする。

- ①**歴史体感ゾーン**：史跡由義寺跡の本質的価値を伝えるための整備を行うゾーン。塔基壇の復元等により、古代寺院の存在を体感できるようにする。伽藍の広がりや体感できるように広場的に整備する空間は、日常的な利用やイベント活用も可能とする。
- ②**エントランスゾーン**：入口としてのエントランス機能を果たすとともに、史跡由義寺跡の概要について伝えるゾーン。東エントランスゾーンと南エントランスゾーンの2箇所を設定する。
- ③**保存研究ゾーン**：整備後も発掘調査を行うために現状を維持し、由義寺の調査研究を進めるゾーン。
- ④**ガイダンスゾーン**：史跡由義寺跡について学習し、理解を深め、活用の拠点となるガイダンス施設を整備するゾーン。（都市公園区域：東弓削三丁目公園）
- ⑤**緩衝ゾーン**：史跡整備に伴う近隣住宅への影響を軽減するために緩衝地を確保するゾーン。

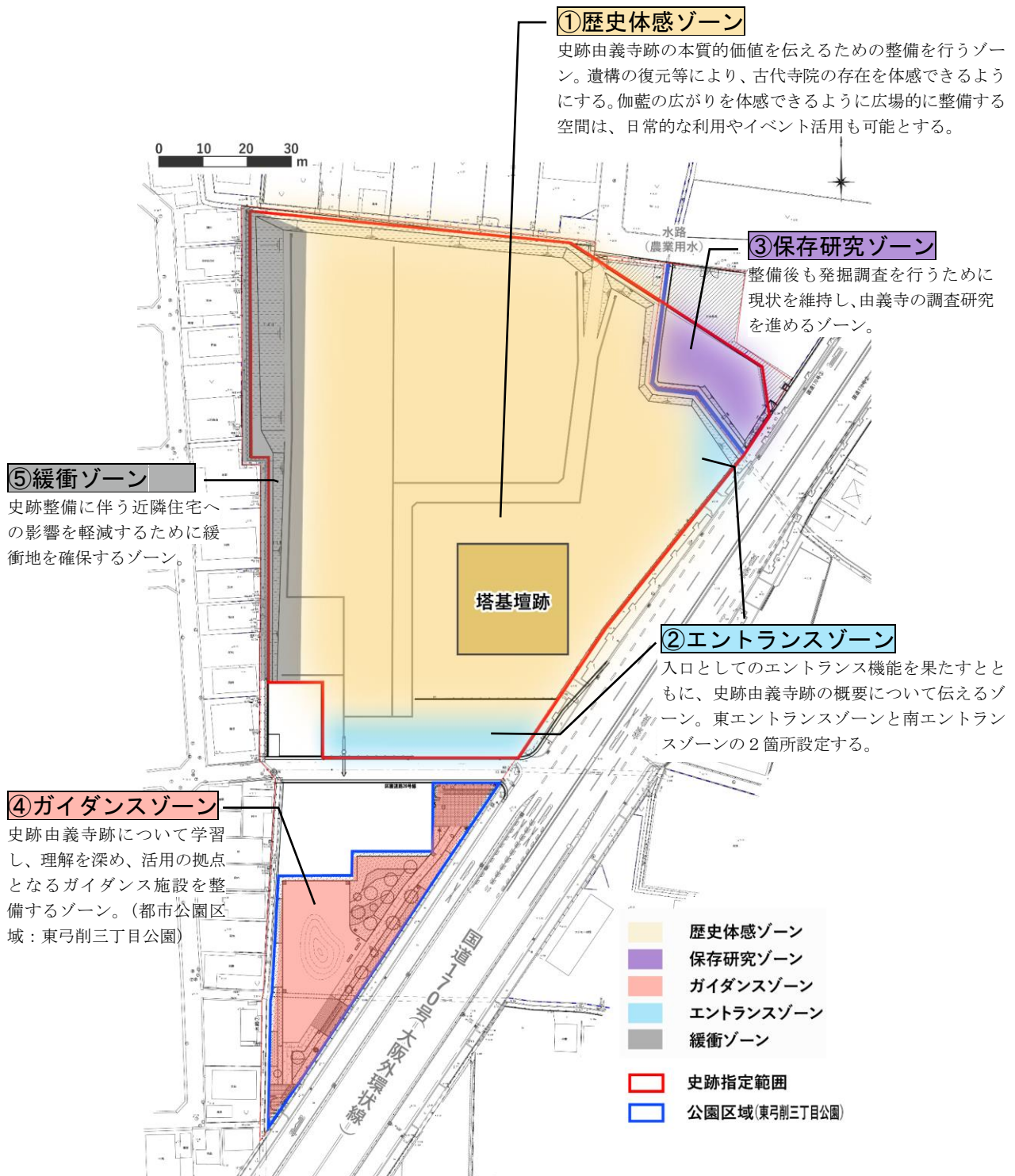


図 5-1 史跡由義寺跡のゾーニング図

(2) 地区別整備計画（ゾーニング計画）

区分した空間（ゾーン）ごとの前提条件を踏まえ、整備の方針を定め、その具体的な内容を検討する。

①歴史体感ゾーン

【前提条件】

- ・発掘調査により確認された塔基壇を中心として古代寺院・由義寺の存在を体感できる。



図 5-2 基壇の位置を示す盛土と広場の現状

【整備方針】

- ・巨大な塔基壇の存在とその規模を示す（塔基壇の整備方法については、第5節を参照）。
- ・伽藍の広がりを感じられる広場空間を整備する。
- ・見学環境を高める施設を整備する。

【整備内容】

- ・塔基壇の規模を体感できるように遺構表示を行う。
- ・基壇の周辺は防草効果のある素材を用いた土系舗装を基本とする。
- ・休憩できる四阿を整備する。
- ・塔基壇や七重塔など史跡由義寺跡の本質的価値の理解に繋がるサインを整備する。
- ・塔基壇と伽藍の広がりを感じられるための視点場を設定する。

②エントランスゾーン

【前提条件】

- ・商業施設（アクロスプラザ）や国道 170 号の往来する人々に、整備された史跡由義寺跡の存在を伝え、来訪する契機を与える。
- ・エントランスとして空間を確保する。
- ・歴史資産のまち‘やお’のゲートウェイとしての役割を果たす。



南エントランス広場



農業用水路から南向きに見た歩道

図 5-3 エントランスゾーンの現状

【整備方針】

- ・ガイダンスゾーンに近い南側（「南エントランスゾーン」）と多くの人が訪れている商業施設に近い東側（北東部）（「東エントランスゾーン」）の2箇所の入口を設ける。
- ・史跡由義寺跡への入口空間としての広場機能を確保し、史跡由義寺跡の理解につながる整備を行う。
- ・史跡指定区域のうち塔基壇跡を含む区域は安全管理等のため開放時間を設定するが、エントランスゾーンは24時間開放を基本とし、開放時間外に訪れた人でも、史跡由義寺跡の価値や歴史資産のまち‘やお’を理解できる空間とする。
- ・南エントランスゾーンは、ガイダンスゾーンに近い立地にあるとともに、南から北を見る景観が伽藍配置の正面側にあたる。そのため、由義寺跡の価値を伝えることを重視した整備とする。

【整備内容】

- ・エントランス機能を確保するため、国道 170 号沿いに歩道と一体性のある広場を整備する。
- ・史跡由義寺跡の本質的価値の理解や史跡内の施設案内、見学の動線につながるサインを整備する。
- ・南エントランスゾーンにおいては、開放時間外でも塔基壇を見る視点場として、透明板のある柵の整備を行う。また、関連文化財群「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院建立」での史跡由義寺の位置づけなどを示す解説板を設置する。



図 5-4 事例：広さを確保したエントランス
(池上曾根史跡公園 (和泉市))



図 5-5 事例：園内の案内板
(安満遺跡公園 (高槻市))

③保存研究ゾーン

【前提条件】

- ・今後の発掘調査の実施を見据えて、再発掘が可能な整備とする。
- ・指定地内を農業用水路が通るため利用者の安全確保を前提とする。



歩道南側から



歩道北側から

図 5-6 保存研究ゾーンの現状

【整備方針】

- ・再発掘を可能とするため、最小限の整備とする。
- ・伽藍の北への広がりを意識した説明板等を設置する。

【整備内容】

- ・再発掘ができるように芝張りとする。
- ・安全確保のために、農業用水路沿いに水路転落防止用のフェンス及び水路上の蓋掛けを整備する。

④ガイダンスゾーン

【前提条件】

- ・都市公園での整備になることから、都市公園法に準じる。
- ・区画道路 26 号線を隔てて隣接するが、北側の史跡指定地との一体性は感じづらいため、一体的な整備を図る。



南入口



広場



北入口からの歩道



北入口

図 5-7 ガイダンスゾーンの現状

【八尾市都市公園条例】

第3条の4 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第3条の5 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(中略)

3 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

都市公園法施行令

(公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等)

第六条 法第四条第一項ただし書の政令で定める特別の場合等は、次に掲げる場合とする。

一 前条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物(次号に掲げる建築物を除く。)を設ける場合

(中略)

三 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合

【整備方針】

- ・ガイダンス施設は本物(出土品等)を展示し、由義寺跡について学べる場として、学校の1クラスが学習できる規模を確保する。
- ・北側で隣接する史跡区域と一体の施設であることを分かるようにする。
- ・歴史資産のまち‘やお’の拠点として、市内の文化財の情報も提供する。
(詳細は、「第9節 公開・活用およびそのための施設に関する計画」で検討)

【整備内容】

- ・都市公園の建ぺい率を考慮し、建築面積 150 m²程度の平屋建のガイダンス施設を整備する。
- ・公園内北出入口は、南エントランスゾーンとのつながりを意識してもらえるよう、ガイダンス施設の案内を設置する。
- ・七重塔が存在していたことの視覚的な理解につなげるために、七重塔の復元模型の整備を検討する（縮尺 1/10：想定高さ約 7 m、もしくは 1/20：想定高さ約 3.5 m）。

⑤緩衝ゾーン

【前提条件】

- ・利用者から視認されることによる近隣住宅への影響を軽減する。



西側の住宅との間



北側の農地・民家との間

図 5-8 緩衝ゾーンの現状

【整備方針】

- ・史跡指定地西側は仮整備で侵入防止のフェンスを整備しているが、近隣住宅の住環境に影響を与えないよう引き続き侵入の制限と視線の遮断を行う。
- ・適正管理における手間とコストを抑えた舗装を施す。

【整備内容】

- ・防草シートは撤去する。
- ・土系舗装など、防草効果が高い工法で全面舗装する。
- ・侵入防止となるフェンスを整備する。史跡指定地西側の目隠し機能のある侵入防止用フェンスは活用する。

第2節 遺構保存・修復に関する計画

史跡指定地は盛土によって保護層が確保されており（P46 図 3-22・P47 図 3-23 参照）、地下の遺構・遺物が保存されていることから、現在の状態を維持する。ただし、整備に伴う工事にあたっては、地下の遺構の保存を前提とする。